

<企業メセナ協議会の「助成認定制度」をご利用の場合>

特定公益増進法人への寄付金については、次のような税制上の優遇措置が認められています。

法人の場合

一般の寄付金の損金算入限度額とは別枠で、下記の算式の損金限度額まで損金として算入できます。

特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額

$$= (\text{資本等の金額} \times 0.375\% + \text{所得の金額} \times 6.25\%) \times 1/2$$

* 「資本等の金額」は、資本金と資本積立金額の合計額です。

資本金等の額 2,000 万円、所得の金額 1,400 万円の場合の損金算入限度額の計算例

$$(2,000 \text{ 万円} \times 0.375\% + 1,400 \text{ 万円} \times 6.25\%) \times 1/2 = 47.5 \text{ 万円}$$

★ 税制優遇を
受けるための
手続きポイント!

税務申告書類に、企業メセナ協議会が寄付金に対して発行する領収書および、特定公益増進法人であることの証明書のコピーの添付が必要。

個人の場合

寄付金額が 2,000 円を超える場合にこの制度が利用できます。(税額控除)^{*}

* 年収 1,800 万円を超える方は、所得控除の手続きが有利です。ご相談下さい。

事実上の減税額は (寄付金合計 - 2,000 円) × 40%^{**}

** 所得税額によっては、この限りではありません。(所得税額の 25% が限度)

例えば ...

$$30,000 \text{ 円の寄付の場合} = (30,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = 11,200 \text{ 円 減税}$$



サラリーマンの場合 確定申告すると還付されます!!

★ 税制優遇を
受けるための
手続きポイント!

寄付をした翌年の 2/16~3/15 の間に、所轄の税務署にて、確定申告が必要。

企業メセナ協議会が寄付金に対して発行する領収書および、特定公益増進法人であることの証明書のコピーの添付して提出。(サラリーマンの方は、確定申告時に源泉徴収票も必要となります)